

荒尾市制施行 70 周年記念事業 “ あらおの感動づくり ”

荒尾の資源（宝）にまつわるエピソード（思い出）を募集します

産業振興課 観光推進室
☎ 63-1421

市では市制施行 70 周年を記念し、荒尾の資源（宝）を見つめなおし、新たな物語を紡いでいくため、荒尾の資源（宝）やそれにまつわるエピソード（思い出）を募集します。

皆さんの知っている資源（宝）や、語り継がれているエピソードがあれば、ぜひお寄せください。

●エピソード例

▽有明海（干潟、星空）

中学生のとき、外国人の先生から「荒尾には海の中を歩ける道がある」と言われ、ついていくと干潮時しか歩けない海の道があり、驚いた。そのときに海で見た星空が美しく、今でも印象に残っている。

▽こくんぞさん

こくんぞさんが楽しみで、お小遣いをはたいて、友だちと露店で買い物をして家に帰っていた。こ

くんぞさんの日の学校は、いつも子どもたちがソワソワしていたことを憶えている。

▽小岱山

子どもと幼稚園の行事で登ったとき、最後まで登りきることができ、子どもの成長を実感した。山頂から見る有明海と雲仙はとてもきれいだった。

●募集期間 4 月 2 日（月）～ 5 月 7 日（月）

●応募方法 応募用紙（市ホームページに掲載、産業振興課・市内各所に備え付け）に、エピソード・氏名・住所・連絡先を記入して、持参、郵送、ファクス、E メールで応募してください。

●提出先 〒 864-8686

荒尾市 産業振興課 観光推進室

☎ 63-1421 FAX63-1158

E メール kankou@city.arao.lg.jp

65 歳以上の人の介護保険料額を一部見直しました

健康生活課介護保険係
☎ 63-1418

介護保険制度は、介護の必要になった人が安心して自立した生活を送れるよう、社会全体で支えていくものです。社会の変化を踏まえ、3 年に 1 度、介護保険料額を見直します。

●見直し点 第 3 段階に年金収入などが 120 万円以下の段階を設け、負担の軽減を図りました。その他はこれまでと同じです。

●保険料の納め方

・普通徴収…6 月に送付する納付通知書で納めてください。口座振替もできます。

・特別徴収…年金支給月に年金から天引きします。4 月～ 8 月は仮徴収期間で、平成 23 年度の段階をもとに天引きします。10 月以降は平成 24 年度分で再計算された保険料額で天引きします。

●保険料 右表のとおり。所得などに応じて個人ごとに異なります。各期の納付額は、納付書などで確認してください。

●介護保険料

段階	対象者		保険料率	年保険料 ()は月額
1	市民税非課税世帯	生活保護受給者	0.5	29,400 円 (2,450 円)
		老齢年金受給者		
2		前年の年金収入などが 80 万円以下の人	0.62	36,360 円 (3,030 円)
3		前年の年金収入などが 80 万円を超え、 120 万円以下の人	0.72	42,240 円 (3,520 円)
		前年の年金収入などが 120 万円を超える人	0.75	44,040 円 (3,670 円)
4	市民税課税世帯	本人が市民税非課税で、前年の年金収入 などが 80 万円以下の人	0.9	52,920 円 (4,410 円)
		本人が市民税非課税で、前年の年金収入 などが 80 万円を超える人	1.0 [基準額]	58,800 円 (4,900 円)
5		本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が 125 万円未満の人	1.2	70,560 円 (5,880 円)
6		本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	1.25	73,440 円 (6,120 円)
7		本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が 200 万円以上の人	1.5	88,200 円 (7,350 円)

※年金収入など…合計所得金額 + 課税年金収入額

人権コラム

vol.6

～気がき・学び・行動しよう～

人権啓発センター ☎ 62-1313

子どもの人権

近年、少子化が進んでいます。そのような中、学校や家庭で子どもたちの人権を侵害する出来事が年間約 2 万件と多発しています。子どもの人権を見極め、一人一人が大切にされ、健やかな成長が保障される環境をつくっていくことは、私たちの重要な責任ではないでしょうか。

固定資産税台帳の閲覧・縦覧を実施します

税務課資産税係
☎ 63-1346

【閲覧制度とは】 納税義務者が固定資産課税台帳の、自己資産について記載された部分を確認することができる制度です。

●閲覧できる人

①固定資産税の納税義務者

②土地または家屋について、賃借権その他の使用や収益を目的とする権利を持っている人

③固定資産を処分する権利を持っている一定の人

●必要なもの 免許証など本人確認ができるもの ※代理人の場合は委任状

※②③については、関係する権利の目的である土地や家屋のみが閲覧対象で、その権利を持っている人であることを確認できる書面が必要です。

●期間 4 月 2 日（月）～平成 25 年 3 月 29 日（金） ※土・日・祝日を除く

●手数料 1 件 300 円

※ただし右の縦覧期間中は無料

後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ

健康生活課高齢者医療係
☎ 63-1420

●後期高齢者医療の保険料率が決定しました

保険料率を 2 年ごとに見直し、平成 24 年度・25 年度の保険料率が決定しました。

均等割額：47,900 円 所得割額：9.26%

※所得の低い人や被用者保険被扶養者であった人への保険料軽減は、平成 24 年度も継続します。

●平成 24 年度後期高齢者医療保険料（仮徴収額）の通知書を送ります

4 月から仮徴収が始まる人には、仮徴収額決定通知書を 4 月中旬頃までに送ります。

【仮徴収の対象者と保険料額】

・対象は特別徴収（年金天引き）の人です。

・平成 23 年度の保険料を特別徴収で納めていた人は、原則として今年 2 月の徴収額と同額を 4・6・8 月の年金から徴収します。

・平成 23 年度途中で後期高齢者医療に加入し、納付書か口座振替で納めていた人は、4 月以降特別徴収になる場合があります。対象者には開始前に通知します。

・仮徴収額は平成 23 年度の保険料額をもとに仮に計算したものです。

・年金保険料額（確定額）が決定するのは 7 月です。1 回当たりの天引き額が大きくなり過ぎないように、4 月・6 月・8 月の 3 回で仮徴収を行い、確定後の本徴収（10・12・2 月）で調整します。

●平成 24 年度後期高齢者医療保険料（確定額）の通知は 7 月に送ります

平成 23 年度中の所得（収入）額と世帯状況（平成 24 年 4 月 1 日時点）で算定します。

【保険料の納期】

・特別徴収（年金天引き）の場合

1 期		2 期		3 期	
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
仮徴収					
4 期		5 期		6 期	
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
本徴収					

・普通徴収（納付書か口座振替）の場合

納期なし			1 期	2 期	3 期
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

年金天引きから口座振替へ変更できる場合があります。希望する人はお問い合わせください。

●申告が必要ではありませんか？

本人と同じ世帯の人で、収入がない場合や障害年金・遺族年金のみ受給している場合も申告が必要です。申告していないと保険料の軽減や食事代の減額、高額療養費の限度額で本来の区分が適用できないなど、不利益が生じる場合があります。